

労働安全衛生法 第五十九条

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。



はじめが肝心です!

勤続1年未満の人がケガをする率は  
それ以上の人の約4倍!

基本を最初にしっかりと!

・・・安全の3原則とは?

・・・災害発生のメカニズムとは?

・・・???

会員各位

労働安全衛生法第59条第1項で義務づけられる

新入者安全衛生教育講習



(雇入れ時の安全衛生教育) = 法定教育 = のご案内

新潟労働基準協会長

労働災害の多くは、業務に対する知識・経験不足等からくる不安全、不衛生行動によって起こります。作業の経験のないもの、知識の未熟な人々、特に新入者には作業に就く前に「安全衛生の基本」を十分に教え、徹底することが必要であります。

労働安全衛生法第59条同規則第35条では、事業者が労働者を雇入れた時には「新たに就く業務や、機械設備に関する知識、就業中の安全衛生を確保するために必要な事項について教育すること」を義務づけています。

このたび、この教育講習会を下記により開催いたしますので貴事業場該当者並びに同予定者を受講させていただきますようご案内いたします。

記



1. 対象 新入者及び就職予定者

とき	ところ	定員	申込期間
令和6年 4月5日(金) 9:00 ~ 16:40	新潟県トラック総合会館 6階 大研修室 新潟市中央区新光町6-4	80名	3月25日まで



2. 受講料 会員 8,800円 非会員 11,000円 (テキスト、消費税 含む)

※ 昼食は各自でお願いします。

3. 申込方法 申込期間中に、申込書は 郵送 又は FAX 又は 事務局持参 で  
受講料は 銀行振込

[ 第四北越銀行 本店営業部 普 1659948 新潟労働基準協会 ]

又は 現金(事務局持参) で

新潟労働基準協会

〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4

新潟県トラック総合会館4階


TEL 025-250-7572

FAX 025-250-7584



へお願いします。

#### 4. カリキュラム

- 9:00 開会 挨拶 新潟労働基準協会  
はじめに  
安全につながる仕事の基本・・・あいさつ、報連相 など  
職場の安全衛生管理・・・労働災害とは？、労働災害の原因 など  
安全な仕事の基本・・・会社の規則・職場のルール、免許などの資格、保護具、  
表示・標識、合図、警報、整理整頓、危険予知 など  
安全な仕事の進め方・・・機械、電気、化学物質、運搬 など
- 12:00 昼 食 休 憩 
- 13:00 安全な仕事の進め方・・・転落・転倒、道具・工具、火災・爆発、特殊な車輛、  
熱中症、VDT作業 など  
安全で快適な環境のために・・・局所排気装置、全体換気装置、空調設備  
照明、騒音、有害な光 など  
日常生活でも気を付けよう・・・交通安全、緊急時の対応、応急措置 など  
健康に過ごす・・・仕事と健康、心の健康のために、ストレス、ハラスメント  
食生活、お酒、タバコとマナー、運動、睡眠、感染症 など
- 16:30 むすびのことば 証 交 付
- 16:40 [ 使用テキスト：新入者安全衛生テキスト（中災防） ]

キリトリ線

FAX 025-250-7584

### ☆☆ 新入者安全衛生教育講習会申込書(4/5(金)) ☆☆

会員 8,800円 (非会員 11,000円)

事業場名		申込担当者		受講票はFAX送信致します。
所在地		T E L		
業 種		F A X(必)		
ふりがな 受講者氏名		昭和・平成	年 月 日生	
		昭和・平成	年 月 日生	
		昭和・平成	年 月 日生	

[ 受講料振込口座：第四北越銀行 本店営業部(普)1659948 新潟労働基準協会 ]

上記のとおり受講料 名分、金 円を添えて申し込みます。( 月 日振込)

令和 年 月 日

事業者職氏名

新潟労働基準協会長 殿